

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月14日
【四半期会計期間】	第69期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	日本空港ビルデング株式会社
【英訳名】	Japan Airport Terminal Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鷹城 勲
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル
【電話番号】	03(5757)8020
【事務連絡者氏名】	管理本部統括部長 松本 真澄
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル
【電話番号】	03(5757)8020
【事務連絡者氏名】	管理本部統括部長 松本 真澄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第1四半期連結 累計期間	第69期 第1四半期連結 累計期間	第68期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
売上高(百万円)	28,429	33,716	129,391
経常利益又は経常損失() (百万円)	715	1,234	176
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失()(百万円)	760	663	2,614
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,352	123	3,366
純資産額(百万円)	100,900	99,244	99,433
総資産額(百万円)	191,512	190,023	189,165
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失 金額()(円)	9.46	8.17	32.32
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	51.78	51.42	51.74

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

特記事項はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要等を背景に、緩やかな回復が見られてきたものの、景気の先行きは、欧州の政府債務危機や電力供給の制約等が懸念され、依然として不透明な状況が続いております。

航空業界におきましては、航空旅客数は、前年度の東日本大震災の影響による大きな落ち込みからの反動もあり、国内線・国際線とも対前年同期比で増加となりました。また、航空自由化（オープンスカイ）やLCC（ロー・コスト・キャリア）参入等による競争の激化、更には「国土交通省成長戦略」の提示を受けて設けられた空港運営のあり方に関する検討会の報告書を前提とした法律案の国会提出など、航空業界はより一層のコスト競争力強化に向けた取り組みなどが求められております。

このような状況の中、当社グループは当第1四半期連結累計期間においては、重要施策として取り組んでおります空室対策及び新たな収益源開拓策の一環として、羽田空港国内線第1旅客ターミナルビルに、三越伊勢丹グループとの共同事業による紳士雑貨を主とした店舗「ISETAN HANEDA STORE」と、飛行機のファーストクラスをイメージしたコンパクトホテル「ファーストキャビン羽田ターミナル1」をオープンいたしました。また、空港外におきましても、東急プラザ表参道原宿内に雑貨店舗「Tokyo's Tokyo」を出店するなど収益の拡大に努めるとともに、費用面では徹底したコスト削減を図るため、主にグループ会社の委託契約の見直し及び外注コスト削減等に積極的に取り組み、利益の確保に努めました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、営業収益は337億1千6百万円（前年同期比18.6%増）、営業損益は10億5千6百万円の利益（前年同期は3億3千8百万円の損失）、経常損益は12億3千4百万円の利益（前年同期は7億1千5百万円の損失）、四半期純損益は6億6千3百万円の利益（前年同期は7億6千万円の損失）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。なお、営業利益（損失）はセグメント利益（損失）に該当しません。

（施設管理運営業）

家賃収入につきましては、羽田空港国内線旅客ターミナルビルにおける航空会社用事務室の貸室返却が影響し、前年同期を下回りました。

施設利用料収入につきましては、東日本大震災の影響等により減少していた航空旅客数の回復傾向が続いたことにより、国内線施設利用料収入が増加し、前年同期を上回りました。

その他の収入につきましては、請負工事収入が増加したことや、航空旅客数の回復に伴う駐車場収入やエアポートラウンジ収入の増加及び第1旅客ターミナルビルにおけるコンパクトホテル「ファーストキャビン羽田ターミナル1」の新規オープン等により、前年同期を上回りました。

その結果、施設管理運営業の営業収益は110億4千3百万円（前年同期比6.8%増）、営業利益は、減価償却費の遡減等により、9億9千6百万円（前年同期比85.5%増）となりました。

（物品販売業）

国内線売店売上につきましては、航空旅客数の回復に加え、国内線第1旅客ターミナルビル出発ゲートラウンジ内における新規直営店舗展開や羽田空港オリジナル商品の発売等で販売促進を図ったことにより、前年同期を上回りました。

国際線売店売上につきましては、東日本大震災の影響等により減少していた航空旅客数の回復傾向が続いたこ

とや関西空港における新規直営店舗展開等により、前年同期を大きく上回りました。

その他の売上につきましては、国際線旅客ターミナルビル店舗や他空港への卸売の増加等により、前年同期を上回りました。

その結果、物品販売業の営業収益は 198億2千4百万円（前年同期比 26.0%増）、営業利益は 12億1千7百万円（前年同期比 63.2%増）となりました。

（飲食業）

飲食店舗売上につきましては、東日本大震災の影響等により減少していた航空旅客数の回復傾向が続いたことや、顧客獲得のための積極的な営業活動等により、前年同期を上回りました。

機内食売上につきましては、東日本大震災及び原子力発電所事故の影響等により羽田空港及び成田空港で欠航していた外国航空会社の便数が回復したこと等が増収要因となり、前年同期を大きく上回りました。

その結果、飲食業の営業収益は 39億6千5百万円（前年同期比 19.6%増）、営業損益は前年同期より大きく損失が縮小したものの、8千9百万円の損失（前年同期は 4億8千1百万円の損失）となり、引き続き抜本的な構造改革、店舗戦略の再構築を取り進めております。

（2）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える航空旅客数については、羽田空港の国内線・国際線航空旅客数は、概ね予想どおり推移いたしました。成田空港・関西空港における国際線航空旅客数は、東日本大震災の影響等を受けて大幅に減少していた訪日外国人旅客数の回復により予想を上回りました。しかしながら、欧州の政府債務危機や電力供給の制約等が懸念され、景気動向は依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、空室対策及び飲食事業の収支改善を最重要課題として取り組むなど既存事業の強化を図るほか、羽田空港国内線旅客ターミナルビルにおける新たな商業空間の開発、空港内外における新規事業機会の具体化等により、収益拡大を図るとともに、グループ全体の調達業務の見直し等によるコスト削減、更には人事制度の見直し等を推進し、経営基盤の強化に努めてまいります。

当社の会社支配に関する基本方針、及び会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み、並びに会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの各概要は以下のとおりです。

会社支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断はその時点における株主の皆様が委ねられるべきものであると考えます。

当社は羽田空港において、航空系事業として、国内線旅客ターミナルビルの建設、管理運営を行うとともに、平成22年10月に供用開始された国際線旅客ターミナルビルの運営会社である東京国際空港ターミナル株式会社の筆頭株主として、同社が管理する国際線旅客ターミナルビルの主要な運営業務の一括受託などを行っております。一方、非航空系事業として、羽田空港、成田国際空港、関西国際空港並びに中部国際空港において物品販売業等を営み、その収益を基盤として航空界の急速な発展に即応した旅客ターミナルビルの拡充整備に努め、事業規模の拡大を図ってまいりました。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、旅客ターミナル事業の有する高度の安全性と公共性についての適切な認識に加え、幅広いノウハウと豊富な経験並びに国内外の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であると考えます。

当社は、大規模買付者が突然現れた場合に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者の経営方針等の情報が適切かつ十分に提供されることが不可欠と考えます。さらに、当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等の提示は、株主の皆様の判断に資するものであると考えます。

当社としましては、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただく必要があると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な当社株式の大規模買付行為を防止するため、大規模買付者に対して相応の質問や大規模買付者の提案内容等の改善を要求し、あるいは株主の皆様々にメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保し、さらには当該大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為に対しては企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から相当な措置がとられる必要があると考えております。

会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記 で記載するもののほか、以下の取組みを行い、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に努めております。

() 中期経営計画に基づく取組み

当社は、旅客ターミナルビルにおける絶対安全の確立のため、さらなる安全対策強化に全力を傾注するとともに、羽田空港国内線第1旅客ターミナルビル及び第2旅客ターミナルビルの一体的運営による一層の効率化を図り、運営諸費用の増加等への対策に努めております。また、東京国際空港ターミナル株式会社を建設管理主体として平成22年10月供用開始された国際線旅客ターミナルビルにつきましては、同社の筆頭株主として、主要な運営業務の一括受託などを行っております。併せてお客様本位の旅客ターミナルビルの運営を目指し、当社グループCS理念「訪れる人に安らぎを、去り行く人にしあわせを」の下、顧客第一主義を徹底するほか、積極的な人材育成を図り、全社を挙げて一層のサービス向上、さらなる収益の向上に努めることとし、平成22年5月に策定した平成24年度を最終年度とする中期経営計画に基づく諸施策に積極的に取り組んでおります。

() コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社はコーポレート・ガバナンスが経営上重要な問題であるとの基本的認識に立ち、経営の透明性の確保を図るため、創業以来、社外取締役及び社外監査役を選任しております。平成16年には、経営に関する監督・助言機能を強化するため、従来の社外監査役2名に加え、新たに社外監査役1名を選任しました。さらに、平成21年には監督と執行の分離等を目的に執行役員制度を導入するとともに、取締役の定数を25名から15名に削減し、コーポレート・ガバナンスの強化と経営の効率化を図りました。また、平成22年には独立役員を2名指定するなど、今後も最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を検討してまいります。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記(2) で述べた会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」という。）により、大規模買付行為が行われる場合に関して大規模買付ルールを定め、かつ、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合における対抗措置の発動に係る手続きについて定めております。

() 独立委員会の設置

大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものか否かの検討・審議を行い、大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保する機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

当社取締役会は、大規模買付行為が開始された場合に当該大規模買付行為との関係では対抗措置を発動しない旨の不発動決議の是非について独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

() 大規模買付ルール

大規模買付ルールとして、大規模買付者は、定められた手続きに従い情報提出等を行うものとし、かつ、情報提出手続き等を経て、当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付行為を行わないこととします。

(ア) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者は、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の大規模買付意向表明書（当社所定の書式）を事前に当社に対して提出していただきます。

(イ) 大規模買付行為に関する情報の提出

大規模買付者から大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合、当社は当該大規模買付者に対し、改めてご提出いただく情報の項目を記載した情報リストを10営業日（初日不算入）以内に交付いたします。

大規模買付者は、情報リストに基づき、株主の皆様のご判断及び独立委員会の検討のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社にご提出いただきます。

(ウ) 独立委員会による検討開始に係る通知

当社は、当該大規模買付行為に関する情報の提出が完了したと認められる場合等、独立委員会による検討を開始するのが適当と合理的に判断される場合には、その旨を大規模買付者に通知し開示するとともに、独立委員会による検討の開始を依頼いたします。

(エ) 独立委員会による検討及び不発動勧告決議

独立委員会は、独立委員会検討期間として定められた期間内に、大規模買付行為の内容の検討、当社取締役会等の提供する代替案の検討等を行います。

大規模買付者は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。独立委員会は、当該大規模買付行為に関する情報の検討等の結果、全員一致の決議により、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合には、当社取締役会に対して、不発動勧告決議を行うこととします。

(オ) 株主総会における株主意思確認

独立委員会は、独立委員会検討期間内に不発動勧告決議を行うに至らなかった場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主意思確認総会を開催する旨を勧告することとし、かかる勧告を受けて当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を速やかに決定するものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の議決権の過半数によって決するものとします。

(カ) 取締役会の不発動決議

当社取締役会は、独立委員会が当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨勧告した場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は上記() (オ) に定める株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、不発動決議を速やかに行うものとします。

(キ) 大規模買付ルールに従わない大規模買付行為に対する対抗措置の発動

当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。当社取締役会は、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われ対抗措置の発動が相当である場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、本対応方針に基づく対抗措置を行うものとします。本対応方針の対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社の定款上許容される手段を想定しております。

() 株主・投資家に与える影響

本対応方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報を提供し、さらには、当社株主の皆様が大規模買付行為に係るより良い提案や、当社取締役会等による代替案の提示を受ける機会を保障するための相応の検討時間・交渉力等が確保されることを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為への応諾その他の選択肢について適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本対応方針の設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断をなされる上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化充実等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本対応方針は、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

() 本対応方針は、平成23年6月29日開催の第67回定時株主総会においてその基本的内容につき、株主の皆様の事前承認を受けております。当該株主総会の承認は、当該定時株主総会から3年を有効期間とします。当社取締役会は、3年が経過した時点で、改めて本対応方針に関する株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。当社取締役会は、当該株主総会承認の有効期間中、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況を勘案して、当該株主総会承認の趣旨の範囲内で、本対応方針の細

目その他必要な事項の決定や修正等を行うこととします。

- () 本対応方針は、株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、当社取締役会是不発動決議を速やかに行うものとしております。また、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任される委員により構成される独立委員会が、株主意思確認総会の招集に先立つ独立委員会検討期間内において、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認め不発動勧告決議を行った場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに同勧告決議に従い不発動決議を行うこととされています。このように、取締役の地位の維持等を目的とした恣意的な発動を防止するための仕組みを本対応方針は確保しております。
- () 当社は、取締役の解任決議要件の普通決議からの加重も行っておりません。本対応方針は、大規模買付者が自己の指名する取締役を当社株主総会の普通決議により選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止させることが可能です。従いまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。
- () 本対応方針は、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件（新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件）、合理性の要件（株主や投資家など関係者の理解を得るための要件）をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会の平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

その他

本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」の本文をご覧ください。

(参考URL <http://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/company/ir/>)

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループの経営成績に重要な影響を与える航空旅客数については、羽田空港の国内線・国際線航空旅客数は、概ね予想どおり推移いたしました。成田空港・関西空港における国際線航空旅客数は、東日本大震災の影響等を受けて大幅に減少していた訪日外国人旅客数の回復により予想を上回りました。しかしながら、欧州の政府債務危機や電力供給の制約等が懸念され、景気動向は依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況を踏まえつつ、当社は、空港法に基づき、羽田空港における国内線旅客ターミナルビルを建設・管理運営する空港機能施設事業者としての責務を果たすべく、今後とも日本経済や航空業界の動向等を慎重に見極め、公共性と企業性の調和という基本理念の下、グループ一丸となって旅客ターミナルビルの利便性、快適性及び機能性の向上を目指し、顧客第一主義と絶対安全の確立に努め、羽田空港のさらなる容量拡大・国際化と新たな環境変化に着実に対応し、企業価値の向上を図ってまいります。

当社グループは、今後とも、航空会社との協力・協調関係を一層強め、航空業界と一体となって首都圏空港の新たな発展に寄与してまいります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	288,000,000
計	288,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	84,476,500	84,476,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	84,476,500	84,476,500	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	-	84,476	-	17,489	-	21,309

(6)【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、京浜急行電鉄株式会社から平成24年4月25日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成24年4月19日現在で5,191千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、京浜急行電鉄株式会社的大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
京浜急行電鉄株式会社	東京都港区高輪2-20-20	5,191,800	6.15

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 3,244,800	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 81,212,400	812,124	-
単元未満株式	普通株式 19,300	-	-
発行済株式総数	84,476,500	-	-
総株主の議決権	-	812,124	-

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
日本空港ビルデング株式会社	東京都大田区羽田空港3-3-2 第1旅客ターミナルビル	3,244,800	-	3,244,800	3.84
計	-	3,244,800	-	3,244,800	3.84

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,886	19,044
売掛金	9,532	11,001
商品及び製品	3,288	4,117
原材料及び貯蔵品	155	174
繰延税金資産	1,283	1,295
その他	1,653	3,873
貸倒引当金	38	14
流動資産合計	36,760	39,492
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	262,735	263,314
減価償却累計額及び減損損失累計額	156,293	158,624
建物及び構築物(純額)	106,442	104,689
機械装置及び運搬具	10,408	10,415
減価償却累計額及び減損損失累計額	9,181	9,243
機械装置及び運搬具(純額)	1,227	1,172
土地	10,476	10,476
リース資産	2,525	2,525
減価償却累計額及び減損損失累計額	587	694
リース資産(純額)	1,937	1,831
建設仮勘定	3,107	3,191
その他	23,925	24,092
減価償却累計額及び減損損失累計額	19,203	19,507
その他(純額)	4,721	4,584
有形固定資産合計	127,912	125,946
無形固定資産	2,303	2,160
投資その他の資産		
投資有価証券	6,954	7,599
長期貸付金	6,315	5,680
繰延税金資産	6,615	6,627
その他	2,322	2,517
貸倒引当金	18	-
投資その他の資産合計	22,188	22,424
固定資産合計	152,404	150,530
資産合計	189,165	190,023

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,203	4,808
短期借入金	9,612	9,112
未払法人税等	422	591
賞与引当金	800	384
資産除去債務	178	178
その他	10,767	10,088
流動負債合計	26,985	25,163
固定負債		
長期借入金	50,924	54,360
退職給付引当金	4,863	4,714
リース債務	2,186	2,025
資産除去債務	277	278
その他	4,494	4,236
固定負債合計	62,745	65,615
負債合計	89,731	90,778
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,489	17,489
資本剰余金	21,309	21,309
利益剰余金	63,818	64,198
自己株式	3,238	3,238
株主資本合計	99,379	99,759
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,003	967
繰延ヘッジ損益	2,503	3,013
為替換算調整勘定	1	9
その他の包括利益累計額合計	1,500	2,037
少数株主持分	1,555	1,522
純資産合計	99,433	99,244
負債純資産合計	189,165	190,023

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
営業収益		
家賃収入	3,540	3,446
施設利用料収入	3,496	3,782
その他の収入	3,040	3,514
商品売上高	15,578	19,622
飲食売上高	2,774	3,350
営業収益合計	28,429	33,716
売上原価		
商品売上原価	11,811	14,580
飲食売上原価	1,885	2,077
売上原価合計	13,697	16,658
営業総利益	14,732	17,058
販売費及び一般管理費		
従業員給料	1,771	1,849
賞与引当金繰入額	388	367
退職給付費用	225	215
賃借料	1,880	2,177
業務委託費	2,956	3,420
減価償却費	3,297	3,144
その他の経費	4,548	4,825
販売費及び一般管理費合計	15,070	16,002
営業利益又は営業損失()	338	1,056
営業外収益		
受取利息	74	74
受取配当金	41	76
工事負担金	-	195
雑収入	320	314
営業外収益合計	436	660
営業外費用		
支払利息	279	246
持分法による投資損失	496	198
雑支出	37	37
営業外費用合計	813	482
経常利益又は経常損失()	715	1,234
特別損失		
災害による損失	31	-
特別損失合計	31	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	747	1,234
法人税等	109	574
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	856	659
少数株主損失()	95	4
四半期純利益又は四半期純損失()	760	663

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	856	659
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	20	37
繰延ヘッジ損益	0	-
為替換算調整勘定	0	10
持分法適用会社に対する持分相当額	476	509
その他の包括利益合計	496	536
四半期包括利益	1,352	123
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,256	127
少数株主に係る四半期包括利益	95	4

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ11百万円増加しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

債務保証

前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)	
日本エアポートデリカ株式会社 (借入債務)	450百万円	日本エアポートデリカ株式会社 (借入債務)	450百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費	3,336百万円	3,166百万円
負ののれんの償却額	47百万円	47百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	281	3.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	284	3.5	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	施設管理 運営業	物品販売業	飲食業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	9,853	15,624	2,951	28,429	-	28,429
セグメント間の内部売上高 又は振替高	489	114	362	966	(966)	-
計	10,342	15,738	3,314	29,396	(966)	28,429
セグメント利益又は損失()	537	745	481	802	(1,140)	338

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額には、各報告セグメントに配分していない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用1,140百万円が含まれております。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	施設管理 運営業	物品販売業	飲食業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	10,515	19,657	3,544	33,716	-	33,716
セグメント間の内部売上高 又は振替高	528	166	421	1,116	(1,116)	-
計	11,043	19,824	3,965	34,832	(1,116)	33,716
セグメント利益又は損失()	996	1,217	89	2,124	(1,068)	1,056

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額には、各報告セグメントに配分していない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用1,065百万円が含まれております。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間のセグメント利益が、それぞれ施設管理運営業で6百万円、物品販売業で4百万円増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	9円46銭	8円17銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	760	663
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	760	663
普通株式の期中平均株式数(千株)	80,386	81,231

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月14日

日本空港ビルデング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 研三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真紀江 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本空港ビルデング株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本空港ビルデング株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。